

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費を助成します

問い合わせ

福祉課 ☎21146

軽度及び中等度難聴児補聴器購入費助成制度は、身体障害者手帳の交付要件に該当しない聴覚障害のある方でも、補聴器の購入をサポートする制度です。

要件

- 次の①～④全てに該当する方
- ①市内在住
- ②18歳未満の児童
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上
- ④世帯員の最多納税者の市民税所得割額が46万円未満

補聴器の購入価格は高額で、身体障害者手帳の交付要件に該当しない場合はあきらめてしまう方もいます。しかし、聴力は学校の授業や危険予知などさまざまな場面で支えになります。今回紹介した制度は、身体障害者手帳の交付対象にならないものの、軽度・中等度の難聴がある子どもたちの、健全な発達を支援するための制度です。

該当する方は、ぜひ一度ご相談ください。必要な書類は福祉課で配布します。

通信販売：いつの間にか定期購入になっていた

問い合わせ

市消費生活センター ☎3236

新聞広告を見て健康食品を電話で注文した。数日後、代引きで届き、代金を支払い受け取った。1カ月後に同じ商品が届いたが、請求書もなかった。無料でと思い、飲んでしまった。さらに1カ月後、6千円の振込用紙とともにまた健康食品が送られてきたため、驚いて業者に連絡をしたところ「期日までに断りの電話がなかったため、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

(60歳代 女性)

アドバイス

- 通信販売の広告を見て、1回限りの購入だと思っただけでも、定期的に商品を購入することになってしまつケースがあります。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品条件、送られてきた商品に同封された書類などをしっかりと確認しましょう。
- 困ったときには消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター発行)

「見守り新鮮情報193号」より

注意してね!
正義の味方
ひっかからない
カモ



国民年金保険料は「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」がお得

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082153511505
保健医療課 ☎21141

4月末の納付では、割引額が、より大きな「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」の制度を利用できます。前納制度は、口座振替・クレジットカード納付・納付書払いで利用できます。

前納制度を利用すると、最も割引額が大きい口座振替での2年前納で約1万5千円の割引となります。

なお、納付額はその年の社会保険料控除の対象となります。

(注意)

- 口座振替またはクレジットカード納付で6カ月前納(4月～9月分)・1年前納・2年前納を希望の方は、2月末が申込期限ですので、早めにご手続きをしてください。
- 納付書払いで2年度分の前納を希望の方は、申し込みが必要です。広島西年金事務所へお問い合わせください。(1年分・6カ月前納用納付書は、4月上旬に発送します。)

(10月～平成31年3月分の6カ月前納を希望の方は、8月末が申込期限です。)

手続場所
年金事務所または保健医療課

※ 口座振替での前納の手続きは通帳をお持ちの金融機関でも可能です。

